

龍谷大学 社会学部紀要

第 60 号

清水 隆則 教授 退職記念号
青木恵理子 教授

(50 音順)

清水隆則先生・青木恵理子先生の退職記念号によせて	井 上 辰 樹
清水隆則 教授略歴	(1)
青木恵理子 教授略歴	(2)

論 文

社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の安全対策 ——利用者からのハラスメント・暴力への対応——	清 水 隆 則 (3)
コロナ禍における生活困窮問題対策と政策課題	砂 脇 恵 (19)
皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障 (2) —— 2012 年年金改正法の違憲性——	田 中 明 彦 (38)
江戸時代における文化としての性を探る ——『色道大鏡』第巻五「色道小鏡」を民族誌として——	杜 崢 (58)

調査報告

広島・県北仏婦ビハラー活動の会 調査中間報告	猪 瀬 優 理 (74)
------------------------------	----------------

研究資料

年金額の改定と年金の実質的価値維持保障 ——和歌山地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 28 年（行ウ） 第 10 号年金差額請求等事件）に係る証言記録——	田 中 明 彦 (87)
---	----------------

2 0 2 2

龍谷大学社会学部学会

龍谷大学社会学部学会会則

制定	平成元年 4 月 1 日
一部改正	平成10年 6 月24日
一部改正	平成13年 3 月21日
一部改正	平成15年 3 月12日
一部改正	平成18年 9 月27日
一部改正	平成19年 3 月13日
一部改正	平成22年12月15日
一部改正	平成24年 7 月18日
一部改正	平成29年 5 月31日
一部改正	令和 3 年11月17日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会, シンポジウム, 研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者、又は 10 年以上本会の普通会員であり龍谷大学を退職した者で、常任委員会が認めた者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 庶務委員 | 2名 |
| (3) 会計委員 | 2名 |
| (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 | 3名 |
| (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 | 3名 |
| (6) 事業委員 | 3名 |
| (7) 学科委員 | 各学科1名 |
| (8) 会計監査委員 | 2名 |

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第6条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

- 2 前条第1項第7号委員（以下「7号委員」という。）を除く同項の各委員は、会長が普通会員の中から委嘱し、評議員会に報告する。7号委員は学科で選出する。
- 3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし7号委員の任期は学科で定める。
- 4 前条第1項第4号から第6号の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、前2号を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第1項第4号から第6号の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員から1名、会計委員から1名並びに第6条第4項の各委員長及び7号委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会員全員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。ただし、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、入会金の納入を免除される。

- 2 入会金の納入時期は、入会時とする。

(年会費)

第13条 普通会員は、年会費4,000円を納入する。

- 2 学生会員は、年会費4,000円を半期ごとに2,000円ずつ納入する。ただし、休学中は当該期間の会費納入を免除される。
- 3 賛助会員は、年会費4,000円以上を納入する。
- 4 名誉会員は、年会費の納入を免除される。
- 5 年会費の納入時期は、普通会員は原則として毎年6月とし、学生会員は毎年4月、9月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会員の年会費の納入時期は、入会時とする。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条第4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年6月24日)

平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成13年3月21日)

平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成15年3月12日)

平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則 (平成18年9月27日)

平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成19年3月13日)

平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則（平成 22 年 12 月 15 日）

平成 22 年 12 月 15 日一部改正。平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

付 則（平成 24 年 7 月 18 日）

平成 24 年 7 月 18 日一部改正。平成 25 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 24 年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則（平成 29 年 5 月 31 日第 5 条改正）

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 11 月 17 日第 4 条，第 6 条，第 7 条，第 8 条，第 12 条，第 13 条改正）

この会則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 4 号，第 13 条第 2 項本文及び同条第 5 項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年6月14日 制定

第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする。）の発行について定めるものである。

第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。

第3条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会という。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。掲載を見送った場合は、その理由を委員会から、執筆者に通知する。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は、指導教員及び執筆者の双方に通知する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するにあたっては、非会員は掲載料（2,000円）をあらかじめ納入するものとする。

5 普通会员を筆頭執筆者とする場合に限り、学生会員は共同執筆者として原稿を投稿できるものとする。

第4条 原稿は、論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下、論文等とする。）とする。

第5条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、30,000字以内

イ 調査報告・研究資料・翻訳は、50,000字以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ 研究ノート・書評論文・書評は、12,000字以内

(3) 論文等には、必ず英文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文・研究ノートには、必ず和文要旨（400字程度）を添付するものとする。

(5) 論文等は、原則として横書きとする。

第6条 削除

第7条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第8条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第9条 本規則は、平成元年6月14日より実施する。

付 則

1 平成13年4月27日改正

2 平成15年4月24日改正

3 平成17年5月11日改正

4 平成17年7月13日改正

5 平成18年9月27日改正

- 6 平成 20 年11月25日改正
- 7 平成 24 年 1 月17日改正
- 8 平成 24 年10月16日改正
- 9 平成 28 年 5 月11日改正
- 10 平成 28 年11月 9 日改正
- 11 平成 29 年10月10日改正
- 12 令和 2 年 5 月 27 日改正
- 13 令和 3 年 5 月 19 日改正
- 14 令和 3 年 11 月 10 日改正

(ただし、第3条第3項の名誉会員に係る改正規定は、令和4年4月1日から適用する。)

社会学部学会会員

(50音順)

会 長	井 上 辰 樹								
社会学部紀要委員	大 塩 まゆみ	久 保 和 之							
	渡 邊 めぐみ*								(*は委員長)
庶 務 委 員	五十嵐 海 理	高 岡 智 子							
会 計 委 員	時 本 義 昭	三 谷 はるよ							
社会学部ジャーナル委員	金 子 龍太郎	田 村 公 江							
	椿 原 敦 子*								(*は委員長)
事 業 委 員	築 地 達 郎*	筒 井 のり子							
	脇 田 健 一								(*は委員長)
学 科 委 員	栗 田 修 司	津 島 昌 寛							
	渡 邊 悟 史								
会 計 監 査 委 員	土 田 美世子	李 相 哲							
普 通 会 員	青 木 惠理子	有 蘭 真 代理	井 田 千 明						
	井 上 見 淳	猪 瀬 優 代理	大 西 孝 之						
	長 上 深 雪	川 中 大 輔	工 藤 保 清						
	黒 田 浩 一 郎	今 野 勝 幸 則	坂 本 清 舞						
	佐 藤 彰 男	清 水 隆 竜 介	鈴 木 暁 萌						
	砂 脇 恵 彦	清 家 智 画	孫 立 田 晧 穂						
	高 田 明 彦	高 樽 井 康 彦	内 貴 千 健 里						
	畑 中 哲 雄	藤 田 悟 史	舟 橋 千 太 郎						
	古 莊 匡 義	前 川 貴 史	松 浦 哲 保 呂						
	松 島 恵 介	宮 本 郷 竜	村 澤 真 复						
	山 田 容	吉 田	李						

執筆者紹介（掲載順）

清水隆則（社会学部教授）	砂脇	恵（社会学部准教授）
田中明彦（社会学部教授）	杜	岨（社会学研究科博士後期課程）
猪瀬優理（社会学部教授）		

編集後記

◇第60号は、清水隆則先生、青木恵理子先生の退職記念号となります。今号では、清水隆則先生のご論文を賜りました。また、青木恵理子先生の指導学生の杜岨さんが、投稿してくださいました。

また、この3月にて、ご定年間近の長上深雪先生がご退職されます。社会学部長・副学長などを歴任されました先生の多大なるご貢献につきまして、ここに一言触れさせていただきます。

さて、本号より、新たな『龍谷大学社会学部紀要』規則が適用されております。改正に当たりましては、関係者の皆様のご尽力を賜りまして、まことにありがとうございました。

まず、論文などの制限字数の緩和により、モノグラフや図表が多く含まれるような原稿の投稿が容易になりました。次年度、第61号からは、紀

要の電子化に伴い、長期休暇明けに締め切りが変更になりますので、みなさまのさらなるご投稿をお待ちしております。

また、今回の改正により、学生会員のうち学部生も共著者として投稿可能となりました。そして、指導教員による指導の下、博士課程の学生だけでなく、修士課程の学生も、ファーストオーサーとして投稿できるようになりました。本誌は査読誌ではありませんので、原稿の質を維持してゆくために、ご指導の先生方におかれましては、改めてご協力のほどお願い申し上げます。

最後になりましたが、名誉会員にも投稿機会を開くこととなりました。すでにご退職された先生におかれましては、ご一報いただけましたら、投稿募集のお知らせをお送りいたします。

(M. W.)

令和 4 年 3 月 31 日 発行

編 集 『龍谷大学社会学部紀要』委員会
協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者 龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5
電話 (077)543-5111(代)

**Bulletin
of
the Faculty of Sociology
Ryukoku University**

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

In Commemoration of Prof. Takanori Shimizu's Retirement
Prof. Eriko Aoki's

No. 60

2022

CONTENTS

Articles

Personal Safety for Social Workers :

Coping with Harassment and Violence from Clients Takanori Shimizu (3)

Issues of Policy Against Poverty in the COVID-19 Pandemic..... Megumi Sunawaki (19)

The Importance of the Universal Pension System and Guaranteeing the Pension Rights
of Older Persons and Persons with Disabilities (2) :

The Unconstitutionality of the 2012 Pension Amendment Act TANAKA Akihiko (38)

Exploring Sex as Culture in the Edo Period :

“Shikidō Ōkagami” Volume 5 “Shikidō Kokagami” as an Ethnography Du Zheng (58)

Research Report

Vihara Activity Association of Northern Hiroshima Buddhist Women's Association :

An Interim Report on the ResearchYuri Inose (74)

Material

Revision of Pension Amount and Guarantee of Real Value Maintenance of Pension :

Record of Witness Examination Pertaining to Lawsuit Challenging
the Constitutionality of Pension Reduction at Wakayama District Court TANAKA Akihiko (87)

News

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN